

銚子市立高等学校の通学区域に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、本市が設置する高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）について定めるものとする。

(学区)

第2条 高等学校の普通科及び理数科の学区は、別表のとおりとする。

(入学等の志願)

第3条 高等学校に入学を志願することができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 本人及びその保護者（親権者又は後見人をいう。）が前条に規定する学区内に居住していること。

(2) 本人が前条に規定する学区内に所在する中学校に在籍し、又はこれを卒業したこと。

2 高等学校に転入学又は編入学を志願することができる者は、前項第1号に該当する者とする。

(志願の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、銚子市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特にやむを得ない事情があると認めた者は、高等学校を志願することができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

別表(第2条関係)

市 町 村 名
銚子市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、 匝瑳市、香取市、山武市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、 九十九里町、芝山町、横芝光町